

# 山梨県公報

第二千五百七号

平成二十七年

五月七日

木曜日

## 目次

○救急病院等の認定……………三二五

○障害者就業・生活支援センターの住所の変更……………三二五

## 公 告

○一般競争入札について……………三二五

○使用料の徴収事務の委託……………三二七

## 人事委員会

○山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則……………三二七

○その他……………三二七

## 告 示

### 山梨県告示第六十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地

### 二 認定期限

平成三十年四月三十日

### 山梨県告示第六十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターとして指定した社会福祉法人ありんこから住所の変更に係る届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
住所	富士吉田市大明見一六九六番地	富士吉田市大明見一丁目十三番二十八号	平成二十六年十二月二十二日

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 新税務システム基本計画策定業務  
(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 契約期間 契約締結の日から平成二十八年五月三十一日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

### 二 事務を担当する所属 山梨県総務部税務課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)
  - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 調達をする役務を確実に提供することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
  - 1 申請の時期 平成二十七年五月八日(金)から同月二十日(水)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
  - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。  
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部税務課
- 五 入札手続等
  - 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所
  - 2 入札説明書の交付方法 平成二十七年五月八日(金)から同月二十日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
  - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十七年六月十六日(火)午後二時
  - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部税務課宛に平成二十七年六月十五日(月)午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
  - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
  - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
  - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
  - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
  - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 免除
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 違約金の有無 有
  - 5 前払金の有無 無
  - 6 契約書作成の要否 要
  - 7 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問い合わせ先 山梨県総務部税務課（電話〇五五―二三三―一三八八）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:  
Master plan of New Taxation System for Yamanashi Prefectural Government 1 Set
- 2 Date and time for tender:  
2:00PM, June 16, 2015
- 3 Bureau in charge:  
Tax Division, General Affairs Department,  
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu  
Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1388

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

- 平成二十七年五月七日
- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 委託の相手方  
甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年五月七日

山梨県人事委員会  
委員長 中 矢 惠 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 別表第四の一の項第六号2を次のように改める。
- 2 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部  
の卒業

別表第四の二の項第一号14中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「昼間課程」の下に「平成二十六年法律第五十一号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、」を加え、同項第二号6中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

そ の 他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。  
平成二十七年五月七日

- 富士山有料道路管理事務所長 杉 沢 富 夫
- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 工事名  
富士山有料道路歩道設置工事
- 2 工事場所  
山梨県南都留郡鳴沢村富士山五合目地内
- 3 工事概要  
歩道設置工 LⅡ六十メートル  
重力式擁壁工 VⅡ九十二平方メートル  
アスファルト舗装工 AⅡ百五十六平方メートル  
縁石工 LⅡ六十メートル  
転落防止柵設置工 LⅡ六十メートル
- 4 工期

平成二十七年五月二十八日から同年九月二十九日まで  
5 予定価格  
二十五万八百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十七年五月十四日（木）から同月二十日（水）までの山梨県の休日を定める  
条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後  
五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一  
般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>